

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令案参照条文

一	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（抄）	1
二	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）	5
三	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（抄）	10
四	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）	11
五	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）	12
六	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）	16
七	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）	17
八	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四十六号）（抄）	23
九	労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）（抄）	23
十	消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）	25
十一	消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）	26
十二	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）	28
十三	厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）	32
十四	環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）	35
十五	労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十八年政令第二号）（抄）	40

一 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（抄）

第五条 機構は、認定の申請をした者が認定を受けずに死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者であるときは、その死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であつた旨の決定を行うものとする。

2・3 （略）

（認定の有効期間）

第六条 認定は、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間（以下「有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

2 機構は、認定に当たり、被認定者の当該認定に係る指定疾病が有効期間の満了前に治る見込みが少なくないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に当該認定の有効期間を定めることができる。

（認定の更新）

第七条 被認定者の当該認定に係る指定疾病が前条第一項又は第二項の規定により定められた有効期間の満了前に治る見込みがないときは、当該被認定者は、機構に対し、認定の更新を申請することができる。

2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後においても継続すると認めるときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。

第八条 前条第一項の規定による申請をすることができる者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、その者は、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該認定の更新を申請することができる。

2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病がその後においても継続すると認めるときは、当該申請に係る認定を更新するものとする。この場合において、更新された認定は、同項に規定する有効期間の満了日の翌日にさかのぼつてその効力を生ずる。

3 第六条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「政令で定める期間（以下「有効期間」という。）内」とあるのは、「第八条第一項に規定する有効期間の満了日の翌日から政令で定める期間内」と読み替えるものとする。

(医療費の支給の要件及び範囲)

第十一条 機構は、被認定者が、その認定に係る指定疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局その他病院、診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局であつて環境省令で定めるもの（これらの開設者が診療報酬の請求及び支払に関し第十三条第一項に規定する方式によらない旨を機構に申し出たものを除く。以下「保険医療機関等」という。）から次に掲げる医療を受けたときは、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。この場合において、被認定者が第五条第一項の決定に係る死亡した者以外の者であるときは、当該被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示して医療を受けたときに限り、医療費を支給するものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

(医療費の額)

第十二条 前条の規定により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額から、当該認定に係る指定疾病につき、健康保険法その他の政令で定める法律（以下「健康保険法等」という。）の規定により被認定者が受け、又は受けることができた医療に関する給付の額を控除して得た額とする。

2 (略)

(保険医療機関等に対する医療費の支払等)

第十三条 被認定者が、石綿健康被害医療手帳を提示して、当該認定に係る指定疾病について、保険医療機関等から医療を受けた場合においては、機構は、医療費として当該被認定者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該被認定者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2・3 (略)

(保険医療機関等に対する医療費の支払等)

第十四条 機構は、前条第一項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報

酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

2 (略)

(緊急時等における医療費の支給の特例)

第十五条 機構は、被認定者が緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、診療所又は薬局その他の者から第十一条各号に掲げる医療を受けた場合において、その必要があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

2 機構は、第五条第一項の決定に係る死亡した者以外の被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示しないで保険医療機関等から第十一条各号に掲げる医療を受けた場合において、石綿健康被害医療手帳を提示しなかつたことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

3 第十二条の規定は、前二項の医療費の額の算定について準用する。

4 (略)

(療養手当の支給)

第十六条 機構は、被認定者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の療養手当を支給する。

2・3 (略)

(葬祭料の支給)

第十九条 機構は、被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の葬祭料を支給する。

2 (略)

(特別遺族弔慰金等の支給)

第二十条 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者(以下「施行前死亡者」という。)の遺族(第五十九条第一項に規定する特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。)に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給する。

2 前項の特別遺族弔慰金の額は、指定疾病について受ける医療に要する費用及び第十六条第一項の療養手当の額を勘案して単一の金額として政令で定める額とする。

3 (略)

(他の法令による給付との調整)

第二十六条 (略)

2 療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金は、これらの支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、労災保険法その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。

(特別遺族給付金)

第五十九条 厚生労働大臣は、この節に定めるところにより、死亡労働者等の遺族であつて、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によつて消滅したものに對し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給する。

2 前項の特別遺族給付金(以下「特別遺族給付金」という。)は、特別遺族年金又は特別遺族一時金とする。

3 特別遺族年金の額は、労災保険法の規定による遺族補償年金の額等を勘案し、特別遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じて政令で定める額とする。

4 特別遺族一時金の額は、労災保険法の規定による遺族補償一時金の額等を勘案し、第六十二条各号の区分に応じて政令で定める額とする。

5 特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から三年を経過したとき(第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、三年を経過したとき)は、することができない。

(特別遺族一時金)

第六十二条 特別遺族一時金は、次の場合に支給する。

一 施行日において特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。

二 特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該特別遺族年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該死亡労働者等の死亡に関し支給された特別遺族年金の額の合計額が当該権利が消滅した日において前号に掲げる場合に該当することとなるものとしたときに支給されることとなる特別遺族一時金の額に満たないとき。

第六十九条 特別遺族給付金の支給に要する費用については、徴収法第十条第一項に規定する労働保険の事業に要する費用とみなし、これに充てるため同条第二項に規定する労働保険料(同項第四号に掲げる印紙保険料を除く。以下同じ。)を徴収する。

2 前項の規定による労働保険料の徴収については、徴収法の規定(第四条及び第二十二条から第二十五条までの規定を除く。)を適用する。この場合において、徴収法第十二条第二項中「及び労働福祉事業」とあるのは、「労働福祉事業及び石綿による健

康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第五十九条第一項の特別遺族給付金（以下「特別遺族給付金」という。）の支給」と、「費用の額」とあるのは「費用の額、特別遺族給付金の支給に要する費用の額」と、同条第三項中「とする。第二十条第一項において同じ。」とあるのは「とする。第二十条第一項において同じ。」と特別遺族給付金（石綿健康被害救済法第六十二条第二号の場合に支給される特別遺族一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかつた者（厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。）に係る特別遺族給付金（以下この項において「特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金」という。）及び第三種特別加入者に係る特別遺族給付金を除く。）の額（石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。）と、「特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付に要する費用」とあるのは、「特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付に要する費用、石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金の支給に要する費用、特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金に要する費用」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 特別遺族給付金の支給に要する費用については、労災保険法による労働者災害補償保険事業の保険給付費とみなして、労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の規定を適用する。この場合において、同法第四条第二項第一号中「労災保険事業の保険給付費」とあるのは、「労災保険事業の保険給付費（石綿による健康被害の救済に関する法律第六十九条第三項の規定により労災保険事業の保険給付費とみなされた同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に要する費用を含む。）とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（命令への委任）

第八十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、命令で定める。

二 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に關する保険給付
- 二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に關する保険給付
- 三 二次健康診断等給付

（略）

第十六条の三 遺族補償年金の額は、別表第一に規定する額とする。

遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、別表第一に規定する額をその人数で除して得た額とする。

遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

一 五十五歳に達したとき（別表第一の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。）。

二 別表第一の厚生労働省令で定める障害の状態になり、又はその事情がなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）

別表第一別表第二

区分	額
遺族補償年金	<p>次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる額</p> <p>一 一人 給付基礎日額の二五三分。ただし、五十五歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻にあつては、給付基礎日額の二七五分とする。</p> <p>二 二人 給付基礎日額の二〇一日分</p> <p>三 三人 給付基礎日額の二二三日分</p> <p>四 四人以上 給付基礎日額の二四五日分</p>

区分	額
第十六条の六 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。	<p>一 第十六条の六第一項第一号の場合 給付基礎日額の二、〇〇〇日分</p> <p>二 第十六条の六第一項第二号の場合 給付基礎日額の二、〇〇〇日分から第十六条の六第一項第二号に規定する遺族補償年金の額の合計額を控除した額</p>

一 労働者の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該労働者の死亡に関し支給された遺族補償年金の額の合計額が当該権利が消滅した日において前号に掲げる場合に該当することとなるものとしたときに支給されることとなる遺族補償一時金の額に満たないとき。

(略)

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労働福祉事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被つた労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
 - 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
 - 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業
 - 四 賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために必要な事業
- 第三十二条 国庫は、予算の範囲内において、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部を補助することができる。
- 第三十三条 次の各号に掲げる者（第二号、第四号及び第五号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。）の業務災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。
- 一 厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業（厚生労働省令で定める事業を除く。第七号において「特定事業」という。）の事業主で徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）に同条第一項の労働保険事務の処理を委託するものである者（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）
 - 二 前号の事業主が行う事業に従事する者
 - 三 厚生労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者
 - 四 前号の者が行う事業に従事する者
 - 五 厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者
 - 六 この法律の施行地外の地域のうち開発途上にある地域に対する技術協力の実施の事業（事業の期間が予定される事業を除く。）を行う団体が、当該団体の業務の実施のため、当該開発途上にある地域（業務災害及び通勤災害に関する保護制度の状況

その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める国の地域を除く。) において行われる事業に従事させるために派遣する者

七 この法律の施行地内において事業（事業の期間が予定される事業を除く。) を行う事業主が、この法律の施行地外の地域（業務災害及び通勤災害に関する保護制度の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める国の地域を除く。) において行われる事業に従事させるために派遣する者（当該事業が特定事業に該当しないときは、当該事業に使用される労働者として派遣する者に限る。)

第三十四条 前条第一号の事業主が、同号及び同条第二号に掲げる者を包括して当該事業について成立する保険関係に基づきこの保険による業務災害及び通勤災害に関する保険給付を受けることができる者とするにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第三章第一節から第三節まで及び第三章の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前条第一号及び第二号に掲げる者は、当該事業に使用される労働者とみなす。

二 前条第一号又は第二号に掲げる者が業務上負傷し、若しくは疾病にかかつたとき、その負傷若しくは疾病についての療養のため当該事業に従事することができないとき、その負傷若しくは疾病が治つた場合において身体に障害が存するとき、又は業務上死亡したときは、労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条に規定する災害補償の事由が生じたものとみなす。

三 前条第一号及び第二号に掲げる者の給付基礎日額は、当該事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める額とする。

四 前条第一号又は第二号に掲げる者の事故が徴収法第十条第二項第二号の第一種特別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行わないことができる。これらの者の業務災害の原因である事故が前条第一号の事業主の故意又は重大な過失によつて生じたものであるときも、同様とする。

) (略)

第三十五条 第二十三条第三号に掲げる者の団体又は同条第五号に掲げる者の団体が、当該団体の構成員である同条第三号に掲げる者及びその者に係る同条第四号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第五号に掲げる者の業務災害及び通勤災害（これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者にあつては、業務災害に限る。) に関してこの保険の適用を受けることにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第三章第一節から第三節まで（当該厚生労働省令で定める者にあつては、同章第一節及び第二節） 、第三章の二及び徴収法第二章から第六章までの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該団体は、第三条第一項の適用事業及びその事業主とみなす。

- 二 当該承認があつた日は、前号の適用事業が開始された日とみなす。
- 三 当該団体に係る第三十二条第三号から第五号までに掲げる者は、第一号の適用事業に使用される労働者とみなす。
- 四 当該団体の解散は、事業の廃止とみなす。
- 五 前条第一項第二号の規定は、第三十二条第三号から第五号までに掲げる者に係る業務災害に関する保険給付の事由について準用する。この場合において同条第五号に掲げる者に関しては、前条第一項第二号中「業務上」とあるのは「当該作業により」と、「当該事業」とあるのは「当該作業」と読み替えるものとする。
- 六 第三十二条第三号から第五号までに掲げる者の給付基礎日額は、当該事業と同種若しくは類似の事業又は当該作業と同種若しくは類似の作業を行う事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める額とする。
- 七 第三十二条第三号から第五号までに掲げる者の事故が、徴収法第十条第二項第三号の第二種特別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

（略）

第三十六条 第三十二条第六号の団体又は同条第七号の事業主が、同条第六号又は第七号に掲げる者を、当該団体又は当該事業主がこの法律の施行地内において行う事業（事業の期間が予定される事業を除く。）についての保険関係に基づきこの保険による業務災害及び通勤災害に関する保険給付を受けることができる者とするにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第三章第一節から第三節まで及び第三章の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 第三十二条第六号又は第七号に掲げる者は、当該事業に使用される労働者とみなす。
- 二 第三十四条第一項第二号の規定は第三十二条第六号又は第七号に掲げる者に係る業務災害に関する保険給付の事由について、同項第三号の規定は同条第六号又は第七号に掲げる者の給付基礎日額について準用する。この場合において、同項第二号中「当該事業」とあるのは、「第三十二条第六号又は第七号に規定する開発途上にある地域又はこの法律の施行地外の地域において行われる事業」と読み替えるものとする。

三 第三十二条第六号又は第七号に掲げる者の事故が、徴収法第十条第二項第三号の二の第三種特別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

第三十四条第二項及び第三項の規定は前項の承認を受けた第三十二条第六号の団体又は同条第七号の事業主について、第三十四条第四項の規定は第三十二条第六号又は第七号に掲げる者の保険給付を受ける権利について準用する。この場合において、これらの規定中「前項の承認」とあり、及び「第一項の承認」とあるのは、「第三十六条第一項の承認」と、第三十四条第二項中「同号及び同条第二号に掲げる者を包括して」とあるのは、「同条第六号又は第七号に掲げる者を」と、同条第四項中「同条第一号

及び第二号」とあるのは「第三十二条第六号又は第七号」と読み替えるものとする。

三 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（抄）

第十五条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 各保険者から、毎月、その保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬の政令で定める月数分に相当する金額の委託を受けること。

二 診療担当者の提出する診療報酬請求書に対して、厚生労働大臣の定めるところにより算定したる金額を支払うこと。

三 診療担当者の提出する診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があつた場合の再審査を含む。以下同じ。）を行うこと。

四 前二号に準じ、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支払及び審査を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の五第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の三第三項（同法第二十一条の九第九項及び母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十条第六項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百十四号）第四十条第五項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第八十四条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、身体障害者福祉法第十九条の五第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項（同法第二十一条の九第九項及び母子保健法第二十条第六項において準用する場合を含む。）、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費

若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員等の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九條の七若しくは第三十二條の二第三項、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九條第三項（同法第三十一條の二第十項並びに第三十一條の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六條の五の二第十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3 基金は、前二項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、国、都道府県又は市町村の委託を受けて、国、都道府県又は市町村が行う医療に関する給付であつて厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる。

4・5 (略)

第十六條 基金は、前条第一項第三号及び第四号、第二項並びに第三項の審査（厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を除く。）を行うため、従たる事務所ごとに、審査委員会を設けるものとする。

2・3 (略)

第二十一條 基金は、第十六條第一項に規定する厚生労働大臣の定める診療報酬請求書について第十五條第一項第三号及び第四号、第二項並びに第三項の審査を行うため、主たる事務所に、特別審査委員会を設けるものとする。

2 (略)

四 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）

(定義)

第二條 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金（国際条約に基づく分担金を除く。）

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

五 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）

（補助金等とする給付金の指定）

第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三十五号から第九十二号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。

一 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第五十条の三第一項に規定する交付金

二 農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）第六条第一項に規定する協同農業普及事業交付金

三 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百八条第一項（同法第三百二十二条において準用する場合を含む。）に規定する交付金

四 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第七十一条の三第九項（同法第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による交付金

五 植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）第三十五条第一項に規定する交付金

六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第七条又は第十一条の規定による交付金

七 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第一項に規定する交付金

八 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第十三条第二項の規定による交付金

九 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九十五条第一項に規定する交付金

十 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第二条第四項の規定による給付金

十一 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）附則第七項に規定する交付金

十二 道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第五条第一項に規定する交付金

十三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条に規定する調整交付金

十四 大豆交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一十一号）第二条第一項の交付金

十五 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）第三条第一項及び第四条第五項の規定による交付金

- 十六 漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十六号）附則第五項、漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十五号）附則第三項及び漁船損害等補償法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十六号）附則第五条に規定する交付金
- 十七 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第二十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による廃止前の石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）第十条第一項の規定による損失補償金
- 十八 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十五条第一項に規定する交付金
- 十九 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一十号）第五十条の規定による交付金
- 二十 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）に規定する交付金
- 二十一 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第九条第二項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金
- 二十二 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十五条の規定による交付金
- 二十三 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第五条第二項及び第七条第二項に規定する交付金
- 二十四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第四十五条の規定による交付金
- 二十五 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二十三条の規定による交付金
- 二十六 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）第二十三条の規定による交付金
- 二十七 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二十二条の規定による交付金
- 二十八 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百二十二条第一項の規定による交付金
- 二十九 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百五十五条の三第二項に規定する交付金
- 三十 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十七条第二項に規定する交付金
- 三十一 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定による交付金
- 三十二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）第十一条第一項に規定する交付金

- 三十三 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十三条第一項に規定する交付金
- 三十四 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第七条第二項に規定する交付金
- 三十五 不発弾等処理交付金
- 三十六 交通事故相談所交付金
- 三十七 生活情報体制整備等交付金
- 三十八 啓発宣伝事業等委託費
- 三十九 政府開発援助啓発宣伝事業等委託費
- 四十 特殊教育就学奨励費交付金（第十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 四十一 社会事業学校等経営委託費
- 四十二 生活保護指導監査委託費
- 四十三 身体障害者福祉促進事業委託費
- 四十四 衛生関係指導者養成等委託費（医務衛生関係指導者養成等委託のうち救急医療施設医師研修会の委託に係るものを除く。）
- 四十五 心身障害児総合医療療育センター運営委託費
- 四十六 遺族及留守家族等援護事務委託費のうち戦傷病者福祉事業助成委託及び昭和館運営委託に係るもの
- 四十七 老人福祉事業開発委託費
- 四十八 健康づくり啓発事業委託費
- 四十九 がん研究助成金
- 五十 中山間地域等直接支払交付金
- 五十一 試験研究調査委託費のうち指定試験事業委託に係るもの
- 五十二 水産業改良普及事業交付金
- 五十三 農業共済団体職員等講習委託費
- 五十四 糖業振興臨時助成金
- 五十五 後進地域特例法適用団体等補助率差額及び後進地域特例法適用団体補助率差額
- 五十六 稲作経営安定資金助成金

- 五十七 流通円滑化対策助成金
- 五十八 石油貯蔵施設立地対策等交付金
- 五十九 首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額
- 六十 住宅地区改良指導監督交付金
- 六十一 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給指導監督交付金
- 六十二 地方道路公社都市高速道路整備補給金
- 六十三 国連・障害者の十年記念施設運営委託費
- 六十四 大豆生産者団体等交付金（第十四号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 六十五 電源立地等推進対策交付金
- 六十六 原子力施設等防災対策等交付金
- 六十七 緊急地域雇用創出特別交付金
- 六十八 森林整備地域活動支援交付金
- 六十九 電源立地地域対策交付金（第二十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 七十 まちづくり交付金（第三十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 七十一 二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費のうち地域実験事業委託に係るもの
- 七十二 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金
- 七十三 循環型社会形成推進交付金
- 七十四 消費・安全対策整備交付金
- 七十五 消費・安全対策推進交付金
- 七十六 農業・食品産業強化対策整備交付金
- 七十七 農業・食品産業強化対策推進交付金
- 七十八 水田農業構造改革交付金
- 七十九 牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金
- 八十 農山漁村地域活性化整備交付金
- 八十一 バイオマス利活用整備交付金
- 八十二 農山漁村地域活性化推進交付金

- 八十三 バイオマス利活用推進交付金
- 八十四 森林整備・保全施設整備交付金
- 八十五 林業・木材産業等振興施設整備交付金
- 八十六 森林整備・保全推進交付金
- 八十七 林業・木材産業等振興推進交付金
- 八十八 水産業振興等施設整備交付金
- 八十九 水産業振興等推進交付金
- 九十 離島漁業再生支援交付金
- 九十一 自然環境整備交付金
- 九十二 担い手経営安定対策交付金

六 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）

（保険医療機関等の責務）

第四十条 保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）が、国民健康保険の療養の給付を担当し、又は国民健康保険の診療若しくは調剤に当たる場合の準則については、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令の例による。

2 前項の場合において、同項に規定する厚生労働省令の例により難いとき又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

（保険医療機関等の診療報酬）

第四十五条（略）

2・3（略）

4 保険者は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、第四十条に規定する準則並びに第二項に規定する額の算定方法及び前項の定めを照らして審査した上、支払うものとする。

5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会（加入している保険者の数がその区域内の保険者の総数の三分の二に達しないものを除く。）又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三

年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

6 前項の規定による委託を受けた国民健康保険団体連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうち厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものを、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、審査に関する組織その他の事項につき厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして厚生労働大臣が指定するものに委託することができる。

7・8 (略)

七 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)(抄)

(労働保険料)

第四条 雇用保険法第五条第一項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

第十条 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する保険料(以下「労働保険料」という。)は、次のとおりとする。

- 一 一般保険料
- 二 第一種特別加入保険料
- 三 第二種特別加入保険料
- 三の二 第三種特別加入保険料
- 四 印紙保険料

(一般保険料に係る保険料率)

第十二条 一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

- 一 労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労災保険率と雇用保険率とを加えた率
- 二 労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、労災保険率
- 三 雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、雇用保険率

2 労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び労働福祉事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の業務災害(労災保険法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。)及び通勤災

害（同項第二号の通勤災害をいう。以下同じ。）に係る災害率並びに二次健康診断等給付（同項第三号の二次健康診断等給付をいう。次項及び第十三条において同じ。）に要した費用の額、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、連続する三保険年度中の各保険年度において次の各号のいずれかに該当する事業であつて当該連続する三保険年度中の最後の保険年度に属する三月三十一日（以下この項において「基準日」という。）において労災保険に係る保険関係が成立した後三年以上経過したものについての当該連続する三保険年度の間における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付（労災保険法第十六条の六第一項第二号の場合に支給される遺族補償一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかつた者（厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。）に係る保険給付（以下この項及び第二十条第一項において「特定疾病にかつた者に係る保険給付」という。）及び労災保険法第三十六条第一項の規定により保険給付を受けることができることとされた者（以下「第三種特別加入者」という。）に係る保険給付を除く。）の額（年金たる保険給付その他厚生労働省令で定める保険給付については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。第二十条第一項において同じ。）に労災保険法第二十九条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われた給付金のうち業務災害に係るもので厚生労働省令で定めるものの額（一時金として支給された給付金以外のものについては、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。）を加えた額と一般保険料の額（第一項第一号の事業については、前項の規定による労災保険率（その率がこの項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）に應ずる部分の額）から非業務災害率（労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の通勤災害に係る災害率及び二次健康診断等給付に要した費用の額その他事情を考慮して厚生労働大臣の定める率をいう。以下この項及び第二十条第一項において同じ。）に應ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率（非業務災害率から第十三条の厚生労働大臣の定める率を減じた率をいう。第二十条第一項各号及び第二項において同じ。）に應ずる部分の額を加えた額に業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率（第二十条第一項第一号において「第一種調整率」という。）を乗じて得た額との割合が百分の八十五を超え、又は百分の七十五以下である場合には、当該事業についての前項の規定による労災保険率から非業務災害率を減じた率を百分の四十の範囲内において厚生労働省令で定める率だけ引き上げ又は引き下げた率に非業務災害率を加えた率を、当該事業についての基準日の属する保険年度の次の次の保険年度の労災保険率とすることができる。

一 百人以上の労働者を使用する事業

二 二十人以上百人未満の労働者を使用する事業であつて、当該労働者の数に当該事業と同種の事業に係る前項の規定による労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た数が厚生労働省令で定める数以上であるもの

三 前二号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定める規模の事業

4～8 (略)

(第一種特別加入保険料の額)

第十三条 第一種特別加入保険料の額は、労災保険法第三十四条第一項の規定により保険給付を受けることができることとされた者について同項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額にこれらの者に係る事業についての第十二条第二項の規定による労災保険率(その率が同条第三項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率)と同一の率から労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して厚生労働大臣の定める率を減じた率(以下「第一種特別加入保険料率」という。)を乗じて得た額とする。

(第二種特別加入保険料の額)

第十四条 第二種特別加入保険料の額は、労災保険法第三十五条第一項の規定により労災保険の適用を受けることができることとされた者(次項において「第二種特別加入者」という。)について同条第一項第六号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第三十三条第三号の事業と同種若しくは類似の事業又は同条第五号の作業と同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率(労災保険法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める者)に關しては、当該同種若しくは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害に係る災害率)、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率(以下「第二種特別加入保険料率」という。)を乗じて得た額とする。

2 第二種特別加入保険料率は、第二種特別加入者に係る保険給付及び労働福祉事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

(第三種特別加入保険料の額)

第十四条の二 第三種特別加入保険料の額は、第三種特別加入者について労災保険法第三十六条第一項第二号において準用する労災保険法第三十四条第一項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第三十三条第六号又は第七号に掲げる者が従事している事業と同種又は類似のこの法律の施行地内で行われている事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率(以下「第三種特別加入保険料率」という。)を乗じて得た額とする。

2 前条第二項の規定は、第三種特別加入保険料率について準用する。この場合において、同項中「第二種特別加入者」とあるのは、「第三種特別加入者」と読み替えるものとする。

(確定保険料の特例)

第二十条 労災保険に係る保険関係が成立している有期事業であつて厚生労働省令で定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合には、第十一条第一項の規定にかかわらず、政府は、その事業の一般保険料に係る確定保険料の額をその額（第十二条第一項第一号の事業についての一般保険料に係るものにあつては、当該事業についての労災保険率に應ずる部分の額）から非業務災害率に應ずる部分の額を減じた額に百分の四十の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額だけ引き上げ又は引き下げて得た額を、その事業についての一般保険料の額とすることができる。

一 事業が終了した日から三箇月を経過した日前における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付（労災保険法第十二条の六第一項第二号の場合に支給される遺族補償一時金及び特定疾病にかつた者に係る保険給付を除く。）の額に第十二条第三項の厚生労働省令で定める給付金の額を加えた額と一般保険料に係る確定保険料の額（同条第一項第一号の事業については、労災保険率に應ずる部分の額。次号において同じ。）から非業務災害率に應ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額から特別加入非業務災害率に應ずる部分の額を減じた額を加えた額に第一種調整率を乗じて得た額との割合が百分の八十五を超え、又は百分の七十五以下であつて、その割合がその日以後において変動せず、又は厚生労働省令で定める範囲を超えて変動しないと認められるとき。

二 前号に該当する場合を除き、事業が終了した日から九箇月を経過した日前における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付（労災保険法第十六条の六第一項第二号の場合に支給される遺族補償一時金及び特定疾病にかつた者に係る保険給付を除く。）の額に第十二条第三項の厚生労働省令で定める給付金の額を加えた額と一般保険料に係る確定保険料の額から非業務災害率に應ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額から特別加入非業務災害率に應ずる部分の額を減じた額を加えた額に第二種調整率（業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用、有期事業に係る業務災害に関する保険給付で当該事業が終了した日から九箇月を経過した日以後におけるものに要する費用その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率をいう。）を乗じて得た額との割合が百分の八十五を超え、又は百分の七十五以下であるとき。

2 前項の規定は、第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「第十一条第一項」とあるのは「第十三条」と、「非業務災害率」とあるのは「特別加入非業務災害率」と読み替えるものとする。

- 3 政府は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により労働保険料の額を引き上げ又は引き下げた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その引き上げ又は引き下げられた労働保険料の額と確定保険料の額との差額を徴収し、未納の労働保険料その他この法律の規定による徴収金に充当し、又は還付するものとする。
 - 4 第十七条第二項の規定は、前項の規定により差額を徴収する場合について準用する。
（印紙保険料の額）
- 第二十二條 印紙保険料の額は、雇用保険法第四十三條第一項に規定する日雇労働被保険者（以下「日雇労働被保険者」という。）一人につき、一日当たり、次に掲げる額とする。
- 一 賃金の日額が一万千三百円以上の者については、百七十六円
 - 二 賃金の日額が八千二百円以上一万千三百円未満の者については、百四十六円
 - 三 賃金の日額が八千二百円未満の者については、九十六円
- 2 厚生労働大臣は、第十二條第五項の規定により雇用保険率を変更した場合には、前項第一号の印紙保険料の額（その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第一級保険料日額」という。）、前項第二号の印紙保険料の額（その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第二級保険料日額」という。）、及び前項第三号の印紙保険料の額（その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第三級保険料日額」という。）を、次項に定めるところにより、変更するものとする。
 - 3 前項の場合において、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額の変更前と変更後における第三十條第一項及び第三項の規定による労働保険料の負担額が均衡するように、厚生労働省令で定める基準により算定した額に変更するものとする。
 - 4 厚生労働大臣は、雇用保険法第四十九條第一項の規定により同項に規定する第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額を変更する場合には、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額を、それぞれ同項の規定による第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額の比率に応じて変更するものとする。
 - 5 毎月末日において、既に徴収した印紙保険料の総額に相当する額に厚生労働省令で定める率を乗じて得た額と雇用保険法の規定により既に支給した日雇労働被保険者に係る失業等給付の総額の三分の二に相当する額との差額が、当該月の翌月から六箇月間に同法の規定により支給されるべき日雇労働被保険者に係る失業等給付の額の二分の一に相当する額に満たないと認められるに至つた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、印紙保険料の額の変更の手續をすることができず、かつ、緊急の必要があるときは、厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聴いて、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険

料日額を変更することができる。

6 前項の場合には、厚生労働大臣は、次の国会において、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額を変更する手続を執らなければならない。この場合において、同項の規定による変更のあつた日から一年以内に、その変更に関して、国会の議決がなかつたときは、同項の規定によつて変更された第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額は、その変更のあつた日から一年を経過した日から、同項の規定による変更前の第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額に変更されたものとみなす。

(印紙保険料の納付)

第二十三条 事業主(第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が使用する労働者以外の日雇労働被保険者に係る印紙保険料については、当該日雇労働被保険者を使用する下請負人。以下この条から第二十五条まで、第三十条、第三十一条、第四十二条、第四十三条及び第四十六条において同じ。)は、日雇労働被保険者に賃金を支払うつどその者に係る印紙保険料を納付しなければならない。

2 前項の規定による印紙保険料の納付は、事業主が、雇用保険法第四十四条の規定により当該日雇労働被保険者に交付された日雇労働被保険者手帳(以下「日雇労働被保険者手帳」という。)に雇用保険印紙をはり、これに消印して行わなければならない。

3 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、印紙保険料納付計器(印紙保険料の保全上支障がないことにつき、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定を受けた計器で、厚生労働省令で定める形式の印影を生ずべき印(以下「納付印」という。)を付したものをいう。以下同じ。)を、厚生労働大臣の承認を受けて設置した場合には、前項の規定にかかわらず、当該印紙保険料納付計器により、日雇労働被保険者が所持する日雇労働被保険者手帳に納付すべき印紙保険料の額に相当する金額を表示して納付印を押すことによつて印紙保険料を納付することができる。

4 厚生労働大臣は、前項の承認を受けた事業主が、この法律若しくは雇用保険法又はこれらの法律に基づく厚生労働省令の規定に違反した場合には、同項の承認を取り消すことができる。

5 第三項の規定による印紙保険料の納付の方法について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

6 事業主は、日雇労働被保険者を使用する場合には、その者の日雇労働被保険者手帳を提出させなければならない。その提出を受けた日雇労働被保険者手帳は、その者から請求があつたときは、これを返還しなければならない。

(帳簿の調製及び報告)

第二十四条 事業主は、日雇労働被保険者を使用した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、印紙保険料の納付に関する帳簿を備えて、毎月におけるその納付状況を記載し、かつ、翌月末までに当該納付状況を政府に報告しなければならない。

(印紙保険料の決定及び追徴金)

第二十五条 事業主が印紙保険料の納付を怠つた場合には、政府は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

2 事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、印紙保険料の納付を怠つたときは、政府は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により決定された印紙保険料の額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)の百分の二十五に相当する額の追徴金を徴収する。ただし、納付を怠つた印紙保険料の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 第十七条第二項の規定は、前項の規定により追徴金を徴収する場合について準用する。

八 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令(昭和四十七年政令第四十六号)(抄)

(労災保険率)

第二条 法第十二条第二項の労災保険率は、厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、過去三年間に発生した労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第一項第一号の業務災害(以下この条において「業務災害」という。)及び同項第二号の通勤災害(以下この条において「通勤災害」という。)に係る同法の規定による保険給付の種類ごとの受給者数及び平均受給期間、過去三年間の同項第三号の二次健康診断等給付(以下この条において「二次健康診断等給付」という。)の受給者数その他の事項に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、労災保険に係る保険関係が成立しているすべての事業の過去三年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、同法第二十九条第一項の労働福祉事業として行う事業の種類及び内容、労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮して定めるものとする。

九 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)(抄)

(労災勘定の歳入及び歳出)

第四条 労災勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつて、その歳入とする。

- 一 第七条第一項の規定による徴収勘定からの受入金
- 二 労働者災害補償保険法第三十二条の規定に基づく一般会計からの受入金
- 三 積立金からの受入金

四 積立金から生ずる収入金

五 借入金

六 独立行政法人産業安全研究所法（平成十一年法律第八十一号）第十二条第三項、独立行政法人産業医学総合研究所法（平成十一年法律第八十二号）第十二条第三項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第四項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十三条第三項の規定による納付金

2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。

一 労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費

二 独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金

三 独立行政法人福祉医療機構への出資金及び交付金

四 第八条の規定による徴収勘定への繰入金

五 借入金の償還金及び利子

六 一時借入金の利子

七 労災保険事業の業務取扱費（第六条の規定により徴収勘定の歳出とされる業務取扱費を除く。）

（労災勘定及び雇用勘定からの徴収勘定への繰入れ）

第八条 徴収勘定の歳出に係る労働保険料の返還金、業務取扱費その他の諸費の額のうち労災保険事業又は雇用保険事業に係るものとして政令で定めるところにより算定した額に相当する金額は、毎会計年度、それぞれ労災勘定又は雇用勘定から徴収勘定に繰り入れらるものとする。

（借入金）

第十二条 労災勘定において、同勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは、労災保険に係る労働保険料の額（純保険料の額に限る。）及び労働者災害補償保険法第三十二条の規定に基づく一般会計からの受入金をもつて、労災保険事業の保険給付費及び第八条の規定による同勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するのに不足する金額を限度として、労災勘定の負担において、借入金をすることができる。

2 雇用勘定において、雇用保険事業の失業等給付費及び第八条の規定による同勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するため必要があるときは、雇用勘定の負担において、借

入金をすることができる。

(積立金の歳入への繰入れ)

第十九条 労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費又は雇用保険事業の失業等給付費及び第八条の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。)を支弁するため必要があるときは、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

十 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)(抄)

(非課税)

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

2 (略)

別表第一(第六条関係)

六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)

イ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)(防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二条第一項(療養等)においてその例によるものとされる場合を含む。)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、特定療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護

ロ 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づく医療及び入院時食事療養費、特定療養費又は医療費の支給に係る療養並びに老人訪問看護療養費の支給に係る指定老人訪問看護

ハ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の規定に基づく更生医療の給付及び更生医療に要する費用の支給に係る医療、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の規定に基づく医療、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療

二 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百一十一号）の規定に基づく療養の給付及び療養費の支給に係る療養

ホ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による労働福祉事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療

ヘ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定による損害賠償額の支払（同法第七十二条第一項（定義）の規定による損害をてん補するための支払を含む。）を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養

ト イからへまでに掲げる療養又は医療に類するものとして政令で定めるもの

十一 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）

（療養、医療等の範囲）

第十四条 法別表第一第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の規定に基づく療養の給付又は療養費の支給に係る療養及び更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給に係る医療

二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定に基づく医療費の支給に係る医療

三 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の規定に基づく医療

四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）又は検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）の規定に基づく入院に係る医療

五 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第三条（精神障害者の医療に関する特別措置）又は第四条（結核患者の医療に関する特別措置）の規定に基づく医療費の支給に係る医療

六 学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十七条（地方公共団体の援助）の規定に基づく医療に要する費用の援助に係る医療

七 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定に基づく育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給に係る医療及び療育の給付に係る医療、同法第二十一条の九の二（慢性疾患の治療方法に関する研究等に資する事業）の規定に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給に係る医療並びに同法第二十二条第一項（助産の実施）の規定による助産の実施、同法第二十七条第一項第三号（都道府県のとるべき措置）に規定する措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く）。

- ()、同条第二項に規定する指定医療機関への委託措置又は同法第三十三条（児童の一時保護）に規定する一時保護に係る医療
- 八 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定に基づく医療
- 九 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に係る医療
- 十 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定に基づく救護に係る医療
- 十一 監獄法（明治四十一年法律第二十八号）第一条第一項（監獄の種類）に規定する監獄の在監者（同条第三項に規定する警察官署に附属する留置場に拘禁されている者を含む。）又は少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条（少年院）に規定する少年院の在院者（同法第十六条（少年鑑別所）に規定する少年鑑別所に収容されている少年を含む。）若しくは婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第一条（婦人補導院）に規定する婦人補導院の在院者に係る医療
- 十二 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）第四十条第二項（応急の救護）（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第二項（仮退院中の保護観察）において準用する場合を含む。）の規定に基づく救護、犯罪者予防更生法第四十八条の二（更生緊急保護）の規定に基づく更生緊急保護又は執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五十八号）第六条第二項（補導援護）の規定に基づく援護に係る医療
- 十三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）の規定に基づく療養補償に係る療養
- 十四 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）（特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第十五条（災害補償）若しくは裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十五年法律第百号）においてその例によるものとされる場合又は防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第百六十六号）第二十七条第一項（国家公務員災害補償法の準用）若しくは裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づく療養補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養及び国家公務員災害補償法の規定に基づき福祉事業として行われる医療の措置又は医療に要する費用の支給に係る医療
- 十五 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第十二条の三（公務上の災害に対する補償等）、国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）第十八条（災害補償）又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十六条の二（公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等）に規定する補償等に係る療養及び医療で、前号に掲げる療養及び医療に相当するもの
- 十六 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の規定に基づく療養補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給

給に係る療養及び同法の規定に基づき福祉事業として行われる医療の措置又は医療に要する費用の支給に係る医療並びに同法第六十九条（非常勤の地方公務員に係る補償の制度）の規定に基づき定められた補償の制度に基づく療養及び医療

十七 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七（非常勤消防団員に対する損害補償等）又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二（公務災害補償）の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養及びこれらの規定に基づき福祉事業として行われる医療の措置又は医療に要する費用の支給に係る医療並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三（消防作業に従事した者等に対する損害補償）、水防法第四十五条（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十二号）第六十条（損害補償）（同法第八十三条（準用）において準用する場合を含む。）の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養

十八 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）又は証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九号）の規定に基づく療養の給付又は療養に要する費用の給付に係る療養

十九 前各号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用の全部又は一部が国又は地方公共団体により負担される医療及び療養

十二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

- 3 指定居宅サービスを受けようとする居宅要介護被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定居宅サービス事業者について、被保険者証を提示して、当該指定居宅サービスをを受けるものとする。
- 4 居宅介護サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（通所介護及び通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額
 - 二 短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護これらの居宅サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額
- 5 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスを受けたとき（当該居宅要介護被保険者が第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援の対象となつている場合その他の厚生労働省令で定める場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービス事業者に支払うべき当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅サービス事業者に支払うことができる。
- 7 前項の規定による支払があつたときは、居宅要介護被保険者に対し居宅介護サービス費の支給があつたものとみなす。
- 8 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

9 市町村は、指定居宅サービス事業者から居宅介護サービス費の請求があつたときは、第四項各号の厚生労働大臣が定める基準及び第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

10 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

11 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた支払に関する事務の一部を、営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。

12 前各項に規定するもののほか、居宅介護サービス費の支給及び指定居宅サービス事業者の居宅介護サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（居宅介護サービス計画費の支給）

第四十六条（略）

2・3（略）

4 居宅要介護被保険者が指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けたとき（当該居宅要介護被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅介護支援事業者に支払うべき当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅介護支援事業者に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、居宅要介護被保険者に対し居宅介護サービス計画費の支給があつたものとみなす。

6 市町村は、指定居宅介護支援事業者から居宅介護サービス計画費の請求があつたときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（指定居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

7 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は、居宅介護サービス計画費の支給について、同条第八項の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

8（略）

（施設介護サービス費の支給）

第四十八条（略）

256 (略)

7 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は、施設介護サービス費の支給について、同条第八項の規定は、介護保険施設について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(居宅支援サービス計画費の支給)

第五十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 特定入所者が、特定介護保険施設等から特定介護サービスを受けたときは、市町村は、当該特定入所者が当該特定介護保険施設等に支払うべき食事の提供に要した費用及び居住等に要した費用について、特定入所者介護サービス費として当該特定入所者に対し支給すべき額の限度において、当該特定入所者に代わり、当該特定介護保険施設等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、特定入所者に対し特定入所者介護サービス費の支給があつたものとみなす。

6 市町村は、第一項の規定にかかわらず、特定入所者が特定介護保険施設等に対し、食事の提供に要する費用又は居住等に要する費用として、食費の基準費用額又は居住費の基準費用額(前項の規定により特定入所者介護サービス費の支給があつたものとみなされた特定入所者にあつては、食費の負担限度額又は居住費の負担限度額)を超える金額を支払つた場合には、特定入所者介護サービス費を支給しない。

7 市町村は、特定介護保険施設等から特定入所者介護サービス費の請求があつたときは、第一項、第二項及び前項の定めを照らして審査の上、支払うものとする。

8 第四十一条第三項、第十項及び第十一項の規定は特定入所者介護サービス費の支給について、同条第八項の規定は特定介護保険施設等について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 (略)

(居宅支援サービス費の支給)

第五十三条 (略)

2・3 (略)

4 第四十一条第二項、第三項、第六項、第七項及び第九項から第十二項までの規定は、居宅支援サービス費の支給について、同条第八項の規定は、指定居宅サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条 (略)

2・3 (略)

4 第四十六条第四項から第八項までの規定は、居宅支援サービス計画費の支給及び指定居宅介護支援事業者について準用する。
この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定入所者支援サービス費の支給)

第六十一条の二 (略)

2・3

4 第五十一条の二第四項から第九項までの規定は、特定入所者支援サービス費の支給及び特定居宅サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(給付費審査委員会)

第七十九条 第四十一条第十項(第四十六条第七項(第五十八条第四項において準用する場合を含む。)、第四十八条第七項、第五十一条の二第八項(第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。))及び第五十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による委託を受けて介護給付費請求書の審査を行うため、連合会に、介護給付費審査委員会(以下「給付費審査委員会」という。)を置く。

十三 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)(抄)

(労働基準局の所掌事務)

第七条 労働基準局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関すること(雇用均等・児童家庭局の所掌に属するものを除く。)

二 労働能率の増進に関すること。

三 児童の使用の禁止に関すること。

四 産業安全(鉱山における保安を除く。)に関すること。

五 労働衛生に関すること(労働者についてのじん肺管理区分の決定に関することを含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関することを除く。)

六 労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関すること。

七 労働保険の保険関係の成立及び消滅に関すること。

- 八 労働保険料及び労働者災害補償保険の特別保険料並びにこれらに係る徴収金の徴収に関する事。
- 九 労働保険事務組合の業務に係る監督に関する事。
- 十 労働保険審査会の庶務に関する事。
- 十一 第七号から前号までに掲げるもののほか、政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関する事。
- 十二 勤労者の財産形成の促進に関する事。
- 十三 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の規定による退職金共済に関する事。
- 十四 労働者の保護及び福利厚生に関する事。
- 十五 労働金庫の事業に関する事。
- 十六 家内労働者の安全及び衛生に関する事その他家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の規定に基づく労働基準監督官の行う監督に関する事。
- 十七 社会保険労務士に関する事（社会保険庁の所掌に属するものを除く）。
- 十八 労働保険特別会計の労災勘定及び徴収勘定の経理に関する事。
- 十九 労働保険特別会計労災勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事。
- 2 安全衛生部は、前項第四号及び第五号に掲げる事務（労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。）並びに同項第十六号に掲げる事務のうち家内労働者の安全及び衛生に関する事をつかさどる。
- 3 労災補償部は、第一項第十一号及び第十九号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 第一項第一号に掲げる事務のうち労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による災害補償に関する事（労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。）。
 - 二 第一項第十八号に掲げる事務のうち労働保険特別会計の労災勘定の経理に関する事。
- 4 勤労者生活部は、第一項第二号、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事務並びに同項第一号及び第十四号に掲げる事務のうち次に掲げるものをつかさどる。
 - 一 最低賃金に関する事（労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。）。
 - 二 労働時間及び休息に関する事（労働基準法に規定するものに関する事及び労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。）。
 - 三 退職手当の保全措置その他の退職手当に関する事（退職手当の支払に関する事及び労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。）。

四 労働者の福利厚生に関すること。

(補償課の所掌事務)

第六十九条 補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働基準法の規定による災害補償の実施に関すること(労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。)

二 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による保険給付及びこれに係る徴収金の徴収に関すること(労働保険業務室の所掌に属するものを除く。)

(労災保険業務室の所掌事務)

第七十条 労災保険業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働者災害補償保険法に基づく年金たる保険給付、労働福祉事業として行われる年金たる特別支給金及び労災就学等援護費の支給を行うこと。

二 労働者災害補償保険法に基づく療養の給付又は二次健康診断等給付を行う病院及び診療所に対する当該給付に要する費用の支払を行うこと。

三 労働者災害補償保険法に基づく保険給付に関する記録の作成を行うこと。

四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)に規定する労災保険率、第二種特別加入保険料率及び第三種特別加入保険料率並びに労働者災害補償保険の特別保険料率に関する資料の作成を行うこと。

五 労働者災害補償保険に関する保険数理及び統計に関する資料の作成を行うこと。

六 災害補償及び労働者災害補償保険に係る支払事務に関する電子計算組織に関すること。

(企画課の所掌事務)

第七十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 勤労者生活部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 労働時間及び休息に関すること(労働基準法に規定するものに関すること及び労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。)

三 労働能率の増進に関すること(勤労者生活課の所掌に属するものを除く。)

四 勤労者の財産形成の促進に関すること。

五 労働者の福利厚生に関すること(勤労者生活課の所掌に属するものを除く。)

六 労働金庫の事業に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、勤労者生活部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

十四 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 環境省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。
- 三 大臣の官印及び省印の保管に関する事。
- 四 環境省の機構及び定員に関する事。
- 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 六 法令案その他の公文書類の審査に関する事。
- 七 環境省の保有する情報の公開に関する事。
- 八 環境省の保有する個人情報保護に関する事。
- 九 環境省の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 十 国会との連絡に関する事。
- 十一 環境省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。
- 十二 環境省所掌の行政財産及び物品の管理に関する事。
- 十三 環境省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事。
- 十四 環境省の行政の考査に関する事。
- 十五 広報に関する事（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。
- 十六 中央環境審議会及び公害対策会議の庶務に関する事。
- 十七 環境省の情報システムの整備及び管理に関する事。
- 十八 国立国会図書館支部環境省図書館に関する事。
- 十九 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の経理に関する事。
- 二十 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に属する行政財産及び物品の管理に関する事。
- 二十一 環境省の所掌事務に関する政策の評価に関する事。

二十二 地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。

二十三 地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理に関すること。

二十四 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に規定する廃棄物をいう。次条第一項第十一号及び第二十五条第一号を除き、以下同じ。）の排出の抑制及び適正な処理（浄化槽によるし尿及び雑排水の処理を含む。以下同じ。）並びに清掃（ねずみ、蚊、はえその他の動物であつて人の健康又は生活環境を害するおそれのあるものの駆除を含む。以下同じ。）並びに資源の再利用の促進に係るものに限る。）。

二十五 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃並びに資源の再利用の促進に係るものに限る。）。

二十六 特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。第五条第十三号及び第十八条第一号において同じ。）の輸出、輸入、運搬及び処分等の規制に関すること（貿易管理に関するものを除く。第五条第十三号及び第十八条第一号において同じ。）。

二十七 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃に関すること。

二十八 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類するもの（以下「基準等」という。）の策定及び規制その他これに類するもの（以下「規制等」という。）に関すること。

二十九 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

三十 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）の施行に関すること。

三十一 前各号に掲げるもののほか、環境省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

2 (略)

(総合環境政策局の所掌事務)

第四条 総合環境政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。

二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。

三 地球環境保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備（以下「地球環境保全等」という。）に関する関係行政機関の経

費の見積りの方針の調整に關すること。

四 地球環境保全等に關する關係行政機關の試験研究機關の經費（大学及び大学共同利用機關の所掌に係るものを除く。第五条第三号、第二十条第五号及び第二十七条第四号において同じ。）及び關係行政機關の試験研究委託費の配分計画に關すること（地球環境局の所掌に屬するものを除く。）。

五 公害防止計画（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十七条第一項に規定する計画をいう。第二十一条第四号において同じ。）の策定の指示及び同意に關すること。

六 国土利用計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第四条に規定する計画をいう。第二十一条第五号において同じ。）のうち全国計画（同法第四条に規定する全国計画をいう。第二十一条第五号において同じ。）の作成に關すること（環境の保全に關する基本的な政策に係るものに限る。）。

七 公害に係る健康被害の補償及び予防に關すること。

八 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に關する制度に關すること。

九 環境の保全の観点からの工場立地の規制に關する基準等の策定及び当該規制の実施に關すること。

十 環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に關する基準等の策定並びに当該規制の実施に關すること。

十一 事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質の量の把握並びに化学物質の管理の改善の促進に關する環境の保全の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの当該把握された化学物質の量の集計及びその結果の公表に關すること。

十二 環境の保全の観点からの環境影響評価に關する基準等の策定及び環境影響評価に關する審査に關すること。

十三 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第一百十号）の施行に關すること。

十四 次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に關すること。

イ 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に關し、環境基本法第二十二条に定めるところにより行う事務に關すること。

ロ 環境への負荷の低減に資する製品その他の物及び役務の利用の促進に關すること。

ハ 事業者及び国民の環境の保全に關する理解の増進に關すること。

ニ 事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）が自発的に行う環境の保全に關する活動の促進に關すること。

ホ 環境の保全に関する研究並びに技術の開発及び普及に関すること。

ヘ 環境の保全に関する地方公共団体との連絡に関すること。

十五 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。

十六 環境調査研修所の業務に関すること。

十七 独立行政法人国立環境研究所の業務に関すること。

十八 独立行政法人環境再生保全機構及び日本環境安全事業株式会社の組織及び運営一般に関すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び他局の所掌に属するものを除く。）。

2 環境保健部は、前項第一号及び第二号に掲げる事務（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であつてその発生機構が一般的に明らかとなつていないもの（以下「発生機構が未解明な化学物質汚染」という。）の防止のために行うものに限る。）、「同項第七号、第十号及び第十一号に掲げる事務、同項第十六号に掲げる事務（環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供に関するものに限る。）並びに同項第十九号に掲げる事務（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものに限る。）をつかさどる。）（水・大気環境局の所掌事務）

第六条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。

二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。

三 環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。以下同じ。）及びダイオキシン類環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第七条に規定する基準をいう。以下同じ。）の設定に関すること。

四 公害の防止のための規制に関すること。

- 五 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）の施行に關すること。
 - 六 環境の保全の観点からの工場における公害の防止のための組織の整備に關する基準等の策定及び規制等に關すること。
 - 七 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備の整備に關する基準等の策定並びに当該整備に關する援助に關すること（大臣官房の所掌に屬するものを除く。）。
 - 八 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に關する基準等の策定及び規制等に關すること（大臣官房の所掌に屬するものを除く。）。
 - 九 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定に關する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に關すること。
 - 十 環境の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に關する基準等の策定並びに当該規制の実施に關すること。
 - 十一 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に關する基準等の策定及び規制等に關すること（自然環境局の所掌に屬するものを除く。）。
 - 十二 有明海・八代海総合調査評価委員会の庶務に關すること。
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に關すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に關する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に關すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び地球環境局の所掌に屬するもの、第四条第一項第五号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事務並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。
- （企画課の所掌事務）
- 第二十四条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 環境保健部の所掌事務に關する総合調整に關すること。
 - 二 環境の保全に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの（地球環境局の所掌に屬するものを除く。）に限る。）。
 - 三 環境の保全に關する関係行政機関の事務の調整に關すること（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの（地球環境局の所掌に屬するものを除く。）に限る。）。
 - 四 公害に係る健康被害の補償及び予防に關すること（環境安全課の所掌に屬するものを除く。）。
 - 五 環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に關する基準等の策定並びに当該規制

の実施に関すること。

六 独立行政法人環境再生保全機構の業務（公害に係る健康被害の補償及び予防に関するものに限る。）に関すること。

七 環境調査研修所の業務に関すること（環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供に関するものに限る。）。

八 前各号に掲げるもののほか、環境保健部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

十五 労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十八年政令第二号）

（抄）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十五号から第九十二号まで」を「第三十四号から第九十一号まで」に改め、第二十六号を削り、第二十七号を

第二十六号とし、第二十八号から第六十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七十号中「第三十号」を「第二十九号」に改め、

同号を同条第六十九号とし、同条中第七十一号を第七十号とし、第七十二号から第九十二号までを一号ずつ繰り上げる。